

秋の運動ニュース

2009年
9月15日
NO.2

川越民主商工会
川越市小仙波町 3-15-5
電話 049-222-4344

家族従業員の給与を認めない所得税法56条廃止を 市議会にアピール ～ 市議会の一般質問で川口市議 ～

＜川越市側が前向きな回答＞

9/14(月)の川越市議会で川口市議は、中小業者の家族従業員の給与を必要経費と認めない所得税法第56条について質問をしました。申告の仕方の違いだけで働く人間の給与を認めないのは、税法上の人権に関わる問題ではないか、また、給与を認めないことが家族従業者の自立の妨げになっている実態も説明しました。これに対し川越市財政部長から「配偶者所得が86万円しか認められないことが女性の社会的・経済的自立の妨げになることや、家族従業者の所得が50万円しか認められないということが事業を担う後継者の確保を難しくし、しいては産業の衰退につながる恐れがあるのは、市にとっても望ましい姿ではないと考えられる」「この制度ができて約60年が経過していることから、総合的に検討すべき時期にきているのでは

ないか、と考えている」「他の納税者との公平性という観点が確保されるような制度について、国において十分検討していただく必要がある」などの前向きな回答を得ることができました。

＜署名を集めて意見書の採択へ！＞

川越市の調査によると、全国の地方自治体のうち、すでに所得税法第56条廃止の意見書を採択した自治体の数は平成21年8月現在で61です。我々の住む川越市もあと一押しでその一步を踏み出そうとしています。今こそ1人でも多くの署名を集めて市議会に意見書採択の流れを作り、1日でも早く所得税法第56条廃止が実現されるようがんばりましょう！

自主計算会やっています。

毎週火曜日 13:30～民商事務所にて

ご参加お待ちしております

臨時総会のお知らせ

＜川越・東松山合同臨時総会＞

日時：10月25日(日)

場所：川越市役所7F会議室

第23回共済会定期総会のご案内

日時：10月4日(日)朝7:30 民商出発

場所：那珂川観光やな(ひのきや)こぶしが丘温泉

参加費：5000円(昼食&入浴料込み)タオル持参

*申込み受付は10月2日(金)までです！

認めてください、私の人権、働き分

全国業者婦人決起集会

東京日比谷公会堂 2009年10月8日(木)

開場:12時 開会:13時30分